

令和元年台風第 19 号における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例

個人型年金規約第 87 条の 2、第 87 条の 3 及び第 87 条の 4 の規定に基づき、令和元年台風第 19 号における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例を次のように定める。

令和元年 11 月 1 日

国民年金基金連合会

- 一 個人型年金規約第 87 条の 2 第 1 項、第 87 条の 3 第 1 項及び第 87 条の 4 第 1 項の規定により、個人型年金規約第 76 条第 1 項、第 79 条第 1 項及び第 80 条の 2 第 1 項の規定により定められた期日に国民年金基金連合会に納付することが困難であるものとして次に掲げるものを指定する。
 - イ 次の表に定める地域（以下「指定地域」という。）に住所を有する個人型年金加入者が個人型年金規約第 76 条第 1 項の規定により令和元年 11 月 26 日から次号の国民年金基金連合会が定める日の前日までに納付するものとされる個人型年金加入者掛金であって、申出日以降に納付日が到来するもの（申出日において、既に納付済みの個人型年金加入者掛金を除く。）
 - ロ 第 2 号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が指定地域に住所を有する場合、個人型年金規約第 79 条第 1 項の規定により令和元年 11 月 26 日から次号の国民年金基金連合会が定める日の前日までに納付するものとされる個人型年金加入者掛金であって、申出日以降に納付日が到来するもの（申出日において、既に納付済みの個人型年金加入者掛金を除く。）
 - ハ 指定地域に住所を有する中小事業主（個人型年金規約第 70 条の 2 の規定により中小事業主掛金を拠出している中小事業主に限る。）が個人型年金規約第 80 条の 2 第 1 項の規定により令和元年 11 月 26 日から次号の国民年金基金連合会が定める日の前日までに納付するものとされる中小事業主掛金であって、申出日以降に納付日が到来するもの（申出日において、既に納付済みの中小事業主掛金を除く。）
- 二 前号に掲げるものに係る個人型年金規約第 87 条の 2 第 2 項、第 87 条の 3 第 2 項及び第 87 条の 4 第 2 項に規定する国民年金基金連合会が定める日は、別途公告で定める。

都道府県名	指定地域
岩手県	久慈市 下閉伊郡普代村
宮城県	角田市 伊具群丸森町
福島県	郡山市 いわき市 須賀川市 田村市 東白川郡矢祭町 石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ 1 丁目から 2 丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈群太子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西 1 丁目から 2 丁目まで、葛生東 1 丁目から 2 丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場 1 丁目から 3 丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉 1 丁目、上山田温泉 3 丁目、杭瀬下、杭瀬下 1 丁目から 6 丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮